

議案第 7 号

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 8 月 5 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

君津市福祉作業所を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービスを行う施設とするとともに、指定管理者の団体要件を緩和するため、君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成元年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市福祉作業所の設置及び管理に関する条例（平成元年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（設置）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行い、身体障害者及び知的障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、君津市福祉作業所（以下「作業所」という。）を設置する。

第3条の表中「19名」を「22名」に改める。

第4条を次のように改める。

（事業）

第4条 作業所は、支援法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（第10条において「就労継続支援B型」という。）に関する事業を行うものとする。

第5条中「地域福祉の増進を図る目的で設立された」を削る。

第10条を次のように改める。

（利用対象者）

第10条 作業所を利用することができる者は、就労継続支援B型に係る支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた身体障害者及び知的障害者とする。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

第13条第1号中「第11条」を「第10条」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（利用者が負担すべき費用の額）

第13条 利用者は、支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準

により算定した費用の額を負担しなければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



その管理運営を行わせるものとする。

(利用対象者)

第10条 作業所を利用することができる者は、就労継続支援B型に係る支援法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の交付を受けた身体障害者及び知的障害者とする。

(利用の許可等)

第11条 省略

(利用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、前条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 第10条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 省略

(利用者が負担すべき費用の額)

第13条 利用者は、支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を負担しなければなら

その管理運営を行わせるものとする。

(使用料)

第10条 作業所の使用料は、無料とする。

(利用対象者)

第11条 作業所を利用することができる者は、在宅の身体障害者で身体障害者手帳の交付を受けたもの又は知的障害者で療育手帳の交付を受けたものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めた者については、この限りでない。

- (1) 本市に住所を有し、継続して通所が可能であること。
- (2) 満15歳以上の者で、作業意欲があり、かつ、作業能力があること。

(利用の許可等)

第12条 省略

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、前条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止させ、若しくは制限することができる。

- (1) 第11条に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 省略

ない。